

# 緑ヶ丘区自治会規約



# 緑ヶ丘区自治会規約

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な協力活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦および扶助に関すること。
- (2) 身近な地域のまちづくりに関すること。
- (3) 地域の各種団体及び行政との連絡調整に関すること。
- (4) 防犯、防災並びに環境整備に関すること。
- (5) 太陽光発電による売電事業に関すること。
- (6) 青少年健全育成に関すること。
- (7) 所有する資産及び施設の管理運営に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(名称)

第2条 本会は緑ヶ丘区自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、東海村大字村松の一部及び大字須和間地区の一部からなる通称緑ヶ丘団地内を指す(別図1参照)。

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、緑ヶ丘区自治会集会所内に置く。

## 第2章 会 員

(組織)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する住民のうち緑ヶ丘区自治会に入会を希望する住民をもって構成する。

- (1) 区域内に住所を有する個人を正会員とする。
- (2) 区域内に住居を有する法人及び団体は、賛助会員とする。
2. 本会に班をおく。班は緑ヶ丘団地形成に伴いできた住宅ブロックを基本班単位とし、第1班～第22班とする。
3. 班には班長、副班長を置く。その選出方法は各班に一任する。

(入会)

第6条 本会に加入しようとするものは、班長を通し、自治会長に入会申込書を提出しなければならない。

2. 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

3. 自治会長は、区域に居住している自治会未加入者(法人・団体も含む)があったときは、本会の主旨を説明し自治会加入の案内をするものとする。

(班の責務)

第7条 班は、第1条の目的を達成するために班長が活動を統括する。

(班の設置基準)

第8条 班の構成は5戸以上の戸数をもって組織する。

(退会)

第9条 本会の退会は、班を抜けた場合とする。

### 第3章 役員

(役員会及び役員)

- 第10条 本会に、自治会長及び班長からなる役員会を置き、班長は役員会を構成する役員とする。
2. 役員会に、下表の第一欄に示す係を置く。各係の定員を第二欄に示す。自治会長及び副自治会長を除く他の係は、兼務を可とし、役員は第一欄に示す係のいずれかを担当する。

第一欄	第二欄
自治会長	1名
副自治会長	2名
自治会集会所管理者	2名
総務係	4名程度
会計係	4名程度
厚生係	4名程度
渉外係	4名程度
地区幹事	3名程度

(役員を選出)

- 第11条 自治会長、副自治会長は、別則により選出し、総会の承認を得る。
2. その他の役員は、会員の中で選出し、総会の承認を得る。
3. 毎年度末の3月末までに次年度の新役員を選出を行い、総会の承認を得なければならない。

(役員任期)

第12条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 自治会長を含む全役員任期を1年とする。ただし、自治会長の再任を可とするが連続6期を限度とする。
- (2) 役員任期中に欠員が生じ、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。また、係もそのまま継承するものとする。
- (3) 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第13条 役員の主たる職務は、次のとおりとする。ただし、役員会の判断により分担を随時変更することができる。また、交流会などの会員相互の親睦を目的とした行事の開催可否は当該年度の役員会で決定し、委員会を設立して開催する。

- (1) 自治会長は会を代表して業務を統括する。また、各種委員会あるいは団地内の第20条に定める各種団体との連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)の業務を統括する。
- (2) 副自治会長は自治会長を補佐し、自治会長に事故ある時は副自治会長同士の互選で選出された1名がその職務を代理する。
- (3) 集会所管理者は、集会所の管理・運営にあたる。
- (4) 総務係は、役員会のほか各会議の議事録の作成・発行、団地内の各種団体との連絡協議会への当該年度事業計画の説明、交流会などを計画立案する。
- (5) 会計係は、緑ヶ丘区自治会の予実算の作成・管理・執行、連絡協議会への当該年度予算の説明、会計監査の準備、その他、行政からの寄付金の協力要請がある都度、会計係は自治会長に協力する。
- (6) 厚生係は、ごみ集積所の管理、団地内の公園の一斉除草日の計画立案、公園内の遊具の点検、ごみ減量化計画などを業務とする。
- (7) 渉外係は、自治会長と共に団地内住民と外部との連絡・交渉にあたる。また団地内防犯パトロール表の作成、防犯連絡協議会の計画立案などにあたる。
- (8) (削除)
- (9) 地区幹事は、団地内の北地区、南地区、東地区(別図1参照)に公文書等の配布を主たる業務とする。

(団体)

第13条の2 本会に下記の団体を置く。下記団体の運営は、それぞれに定める規約による。

- (1) 緑ヶ丘区自治会自主防災会

## 第4章 会 議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第15条 総会は本会の最高決議機関であり、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、役員及び代議員により構成する。

2. 通常総会の代議員は、各班2名とし、原則、次年度の班長、副班長とする。班毎の代議員の選出方法は、各班に一任する。
3. 臨時総会の各班の代議員は、当該年度の役員を除く班構成員のうち2名とする。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度末3月の決算報告終了後、一ヶ月以内に行う。

2. 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 自治会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上の請求があったとき
- (3) 第41条(4)の規定に基づき、監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第19条 総会は、自治会長が招集する。

2. 自治会長は、前条2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、審議事項等を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議決)

第22条 総会における議決は、出席した代議員の過半数の賛成を持って決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(代議員の表決権)

第23条 代議員は、総会において各々一個の表決権を有する。

(総会の書面表決権)

- 第24条 やむを得ない事情で出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することが出来る。
2. 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名捺印しなければならない。

(役員会の構成)

第26条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員の権能)

第27条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第28条 役員会は、自治会長が必要と認めるときに招集する。

2. 自治会長は、役員4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、副自治会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第30条 役員会には、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代議員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、自治会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第33条 本会資産で第31条1項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会において代議員の4分の3以上の議決を要する。

(会費)

第34条 本会の会費は、自治会費及び集会所維持管理費からなる。額は別則に定める。

2. 会費は各班の班長が徴収し、まとめて会計係に納入するものとする。
3. 賛助会費は別途定める。

(経費の支弁)

第35条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及び予算は、自治会長が作成し、毎会計年度開始時に、総会の議決を経て定めなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、自治会長は臨時総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
3. 予算執行途中において、50万円以上の支出増又は50万円以上の新たな債務を伴う変更を要する場合は、臨時総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、自治会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度末に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年3月1日より、翌年2月末日までとする。

## 第6章 監 事

(監事の選出)

第39条 本会には監事3名をおく。

2. 監事は自治会長が会員の中から指名し、総会の承認を得て委嘱する。

(監事の任期)

第40条 監事の任期は、1年とする。

(監事の職務)

第41条 監事は、次に掲げる業務を行う。(毎年度末の3月に行う)

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 自治会長、副自治会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前項の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

## 第7章 規約等の改廃

(規約の変更)

第42条 規約の改廃は、総会において出席代議員の4分の3以上の議決を得、かつ、村長の認可を得なければ変更することはできない。

(委任)

第43条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定めることができる。

(解散)

第44条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会の出席代議員4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席代議員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

## 第8章 雑 則

(備付け帳簿及び種類)

第46条 本会の事務所には、規約(別則含む)、会員名簿、認可及び登記簿に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

### 付則

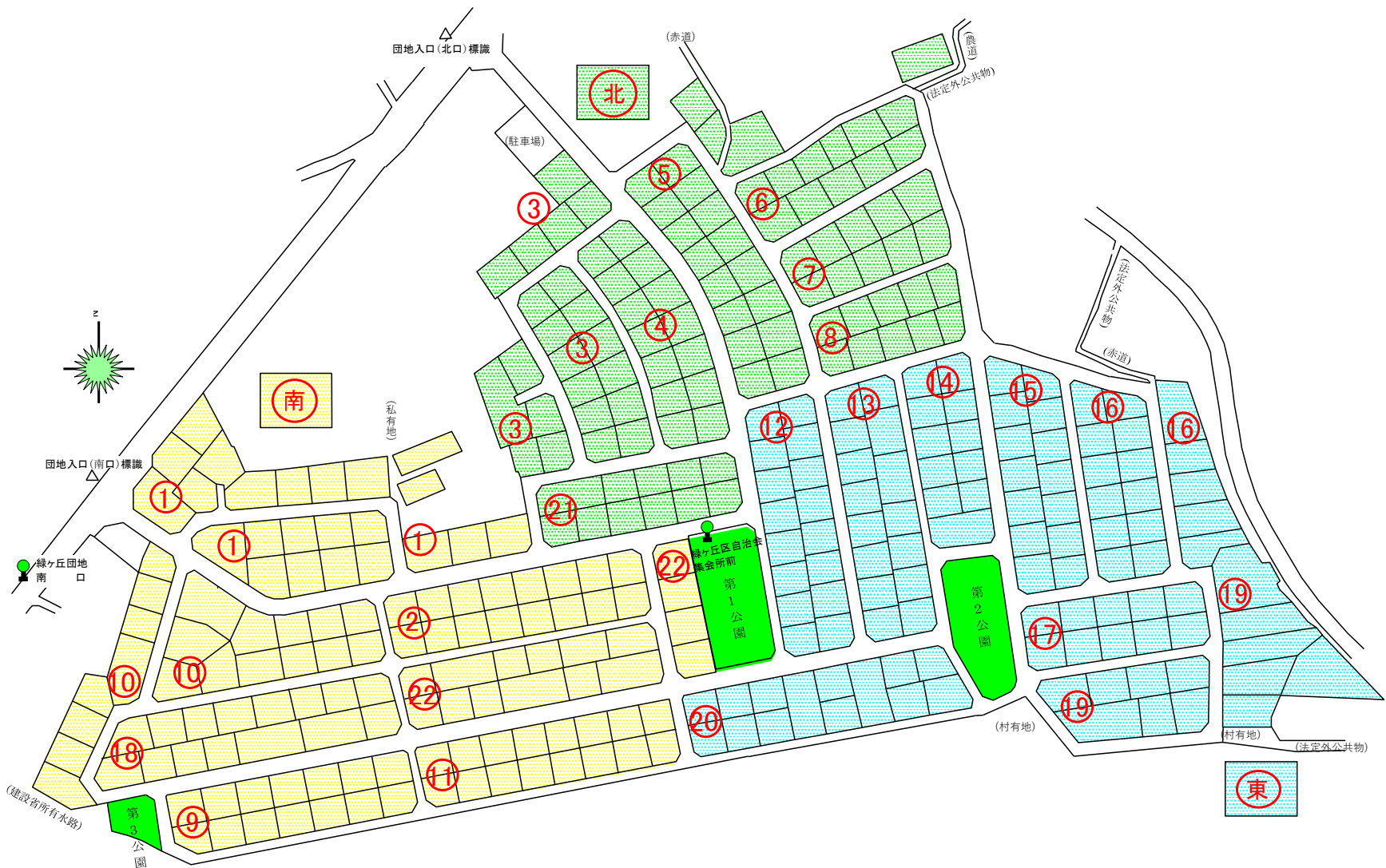
1. 本規約は、平成22年4月1日から施行する。
2. 本規約は、平成25年4月1日から施行する。
3. 緑ヶ丘区自治会規約及びこれを補助する別則は、各班に各々一部備付け、班長が保管し、任期満了後は新班長に引き継ぎ、新班長は班内に徹底を図る。
4. 本規約は、平成26年4月1日から施行する。
5. 本規約は、平成28年4月1日から施行する。
6. 本規約は、平成29年4月1日から施行する。
7. 本規約は、平成30年4月1日から施行する。
8. 本規約は、平成31年4月1日から施行する。
9. 本規約は、令和2年4月1日から施行する。
10. 本規約は、令和3年4月1日から施行する。
11. 本規約は、令和4年4月1日から施行する。
12. 本規約は、令和6年4月1日から施行する。

### 改訂履歴

1. 平成22年3月13日、別則(第4章 会計第12条、第15条(4)(5)を改定する。(改定前別則は21年度を参照)
2. 平成25年3月16日 補佐役員、委員会、及び防火管理者にかかる条文を新設、その他第3条(3)、第10条、第14条(1)～(3)、第15条(2)、第15条(4)、第15条(5)、第16条(1)、第20条の一部を改訂する。
3. 平成26年3月15日 第1条に太陽光発電システムにかかる記載を追加、第13条の2で自主防災会にかかる条文を追加、第38条で会計年度を変更する。
4. 平成28年4月1日 第10条の一部を変更。第16条2項および3項を追加、第36条第1項の一部を追加する。
5. 平成29年4月1日 第1条に扶助を追加、第12条の役員の任期を変更。
6. 平成30年4月1日 第12条(1)に自治会長の連続任期限度を追加。
7. 平成31年4月1日 第10条、第12条の一部を変更。
8. 令和2年4月1日 第3条、第5条の一部を変更。
9. 令和3年4月1日 第29条の一部を変更。
10. 令和6年4月1日 第10条、第13条、第16条、の一部を変更。



別図1 緑ヶ丘団地配置図(第3条)



## 緑ヶ丘区自治会規約に関する別則



# 緑ヶ丘区自治会規約に関する別則

本別則は、認可地縁団体取得のため緑ヶ丘区自治会規約を取り纏めるにあたり、従来から運用されている「緑ヶ丘自治会会則」を、「緑ヶ丘区自治会規約」に変更し、これを補助するものとして定める。

## 第1章 役員等の選出

### 第1条 役員

当該年度の各班を代表する班長は、規約第10条に定めるいずれかの係を互選によって担うものとする。

### 第2条 自治会長の選出

- (1) 団地内より立候補者がいないか、自治会名で立候補者の有無を文書にて確認する。立候補者が有る場合には、自治会内に選挙管理委員会を設置して公正なる選挙を実施し決定するものとする。選挙管理委員会は前年度自治会総務係が纏め者となり、総務チーフを委員長とし、同委員は新年度の班代表の班長により構成するものとする。また、その責務は選挙の公正な実施と管理とする。ただし立候補者が一人の場合には、無投票当選とする。その結果は、選挙管理委員会名にて、その旨、公示/回覧するものとする。
- (2) 立候補者なき場合には、前年度自治会長の推薦により選出するものとする。
- (3) 前年度の自治会長の推薦にても自治会長就任承諾に難航する場合は、該当年度の自治会役員会を構成する班長による互選とする。この方式により選任された者を最終決定とする。

### 第3条 副自治会長の選出

- (1) 副自治会長は、自治会長の指名により決定するものとする。自治会長より指名された者は快くこれに従うものとする。
- (2) 自治会長指名にても副自治会長就任承諾に難航する場合には、該当年度の自治会役員会を構成する班長による無記名投票互選方式を採用し決定するものとする。その場合、自治会長は同年度の担当班長の中より、複数名(2～3名)を選び投票対象者として推薦指名するものとする。この方式により選任された者を最終決定とする。

### 第4条 班長、副班長の選出

- (1) 各班は、次年度の班長及び次年度の副班長を選出し当該会計年度の決算終了前に自治会に登録する。
- (2) 次年度の班長及び次年度の副班長は、当該会計年度の決算終了後の総会の代議員としてその任に当たる。
- (3) 選出された次年度の班長は、新年度の自治会の役員としてその任に当たる。ただし、構成戸数が10戸未満の班は、近隣の他班との合意および役員会の承認の元に両班からの選出役員を1名とすることができる。
- (4) 前号但し書きに該当する班の合計戸数は25戸を上限とする。
- (5) 万一班長が任期中に事故・傷病等により業務遂行不可となった場合は、副班長がその職務を代理する。

- (6) 自治会長と班長は、兼務することができる。
- (7) 新自治会長が自らが所属する班の班長を兼務することが困難と判断した場合、当該班は班内で協議を行い、新班長と新副班長を選出し直すことができる。

#### 第5条 監事の選出

監事は、前年度の会計係がこの任に当たる。

#### 第5条の2 補佐役員の選出

- (1) 自治会長若しくは役員会は、自治会員のうちから補佐役員若干名を役員会の承認のもとに委嘱することができる。
- (2) 自治会長が交代した初年度は、新自治会長が前年度自治会長を補佐役員として任命することができる。この補佐役員は、新自治会長業務を補佐し、任期は1年とする。

#### 第5条の3 委員会の設立、委員の選出

自治会長若しくは役員会は、自治会運営に必要と認められる委員会を設立することができる。委員会の委員は、補佐役員を含む自治会役員のうちから若干名を役員会の承認のもとに委嘱する。

#### 第5条の4 防火管理者の選出

緑ヶ丘区集会所に消防法第8条に定める防火管理者を置く。自治会長若しくは役員会は、会員のなかの有資格者のうちから防火管理者を役員会の承認のもとに委嘱する。

#### 第5条の5 太陽光発電システム管理者の選出

自治会役員会は、補佐役員を含む役員のうちから太陽光発電システム管理者(1名以上)を選出する。太陽光発電システム管理者は、太陽光発電システムの維持・管理および税務処理を任とする。

## 第2章 役員等の職務

#### 第6条 自治会長の職務

- (1) 役員会、総会の招集をする。
- (2) 行政との円滑な連絡調整を図る。
- (3) 各種関連機関からの委嘱又は要請があれば会の代表として活動する責務を負う。
- (4) その他、会の代表として、行事、式典、協議会などへ出席する。(原燃工連絡協議会、団地内の葬儀など)

#### 第7条 監事の職務

監事は、自治会会計及び集会所会計監査の責務を負う。

#### 第7条の2 補佐役員の職務

補佐役員は役員会に出席し、役員会の求めに応じて助言を行い、自治会が主催あるいは共催する事業・行事の円滑な運営を補佐する。補佐役員の任期は当該年度内とするが、再任をさまたげない。

### 第7条の3 委員会の職務

委員会は、自治会長または役員会より検討を求められた課題の検討を行い、結果を役員会に報告し、助言を行うとともに自治会の円滑な運営を補佐する。委員会の任期は当該年度内とするが、再任をさまたげない。

### 第7条の4 防火管理者の職務

- (1) 防火管理者は、消防法第8条第1項の定めによる責務を負う。また、防火管理者は自己の資格の維持に努めなければならない。
- (2) 防火管理者は、役員会の求めに応じて役員会に出席し、適切な助言を行う。防火管理者の任期は、当該年度内とするが、再任をさまたげない。

## 第3章 会 議

第8条 役員会は、3月末に決算報告、会務の報告を行わなければならない。その結果を総会に報告し承認を得なければならない。

第9条 毎期3月末までに、新役員との引継ぎを行わなければならない。

## 第4章 活動費等の支弁

### 第10条 活動費

役員等の活動費、講習会受講料等は、別に定める額を自治会費をもって支弁する。

### 第11条 助成金

第24条に示す団体のうち、会計別則に定める条件に該当する団体に対して自治会から助成金を支出する。但し、当該団体が受け取りを辞退する場合は支出なしとする。

### 第12条 共済金

会員若しくは会員と同居する家族に慶事、弔事、被災、転出等の事態が発生したときは、共済金を支弁する。但し、関係する会員、親族等が受け取りを辞退する場合は支出なしとする。

### 第13条 自治会活動中の災害補償

自治会活動中の被災は、東海村例規集第4編行政通則第10章災害補償の東海村住民活動災害補償制度取扱要綱に記載のふれあい補償制度を適用する。

### 第14条 会員のつとめ

- (1) 会員に、慶事、弔事、被災あるいは転出入等の事態が生じた場合は、速やかに班長に連絡を取ることを。
- (2) 慶事、弔事、被災に関しては、各班で協力、援助を行うことを原則とする。

## 第5章 共 済

### 第15条 班長、役員のとつめ・手順

- (1) 会員に、慶事、弔事、被災あるいは転出入等の事態が発生した場合、当該班長は文書(様式1あるいは様式2)をもって自治会長及び総務係に連絡すると同時に、次の手続きを行うものとする。但し、訃報(様式2)の手続きに支障がある場合、班長は自治会長と相談の上、手続きを簡略可能とする。
  - 1) 会計係に出金の手続きを行う。
  - 2) 包袋の表に(緑ヶ丘区自治会)を記載。
  - 3) 香典は、当該班長が届ける。
- (2) 慶事、弔事、被災あるいは転出入等の事態に該当しない問題が生じた場合は、その都度役員会で協議し、総会で決定する。

## 第6章 会 計

### 第16条 会計係は会費の管理のほか、次のことを行う。

- (1) 寄付金などの特別収入があった場合には、本会の資産として繰入れ、役員会にその旨報告する。
- (2) 会費の保管は、盗難・紛失の恐れのないよう、最も確実な方法で保管しなければならない。

### 第17条 総会で必要と認めた場合は、代議員の3分の2以上の同意を得て臨時会費を集めることができる。

### 第18条 いったん納入した会費は原則として払い戻しを行わない。

### 第19条 次の場合、会費を免除する。

- (1) 会費徴収の年度初めに居住していない場合。
  - (2) 火災による焼失、地震、風水害などによる倒壊事故等、重大な被災を受けた場合、その復旧が完了するまでの期間。
  - (3) その他、会費納入が困難と認めた場合。
2. 同居又は住居は異なるが世帯主が同じ場合には、一世帯として算定する。
  3. 会費免除・復活対象者の所属する班の班長は、自治会費免除・復活申請書(様式6)を会長に提出する。また、会費免除対象者の免除理由が解消した場合も同様とする。

### 第20条 売電収入

太陽光発電システムによる売電収入(以下「売電収入」という。)は、特別会計扱いとし、緑ヶ丘区自主防災会がこれを管理する。

## 第7章 そ の 他

### 第21条 本別則に問題が生じ、自治会運営上必要と認めた場合は役員会で協議し、総会で決定する。

### 第22条 本別則の改訂は、総会で代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

第23条 元の緑ヶ丘自治会会則は、昭和50年1月1日より実施・運用され、平成10年4月1日の改訂を重ねて運用されてきた。しかし平成18年4月1日から従来の区長制度が自治会制度に移行されるに伴い、平成17年11月12日開催の自治会役員会で審議され、会員の承認を得て平成18年4月1日付で改訂・実施されてきた。以上は非地縁団体としての自治会会則の変遷を示す。今回、自治会集会所の建替えに伴い、認可地縁団体として自治会集会所を自治会名義で登録が必要となり「緑ヶ丘区自治会規約」を制定する。

第24条 規約の第13条(4)にいう各種団体とは次のものを指す。

- 1) 緑ヶ丘白梅会
- 2) 男子ソフトボール同好会
- 3) ゴルフ同好会
- 4) 舞桜
- 5) 緑ヶ丘ソバ打ち同好会
- 6) 緑ヶ丘クリーンの会
- 7) お助け隊
- 8) 緑ヶ丘区おいでマンド
- 9) 防犯連絡委員会
- 10) 青少年相談員
- 11) 民生委員
- 12) 母子保健推進員

第25条 緑ヶ丘団地は、村の定める工業専用地に隣接するため、工業専用地内にある公害を発生する企業等と緑ヶ丘区自治会とは、次のような関りを持っている。

- (1) 東海クリーン株式会社とは、「公害防止協定」を締結している。
- (2) 原子燃料工業株式会社とは、連絡協議会を持っている。
- (3) 平原南工業団地自治協議会とは、懇談会を持っている。
- (4) 部原工業団地自治会とは、連絡協議会を持っている。
- (5) 前項(1)～(4)の連絡協議会あるいは懇談会は、当該年度の正副自治会長、総務、渉外、厚生が当る。

第26条 自治会役員は、業務上知り得た自治会員の個人情報のみだりに開示あるいは配布等を行ってはならない。開示あるいは配布等を行うときは、自治会長の了解のもとに行う。

2. 自治会は、自治会員が天災あるいは火災若しくは事件・事故・罹病等により被災した場合(以下、「緊急」あるいは「緊急時」という。)、被災した自治会員の安否確認を速やかに実施する。また、必要に応じて当該自治会員の緊急連絡先に当該自治会員の安否情報連絡を行う。
3. 自治会長は、2. に掲げる事態に備えて会員の緊急連絡先の調査を行う。緊急連絡先データの見直しは、1回以上/年おこなう。ただし、緊急連絡先データの自治会への提出は、あくまでも当該会員の任意によるものとする。

## 付 則

1. 本別則は、平成22年4月1日から施行する。
2. 本別則は、平成25年4月1日から施行する。
3. 本別則は、平成26年4月1日から施行する。
4. 本別則は、平成28年4月1日から施行する。
5. 本別則は、平成29年4月1日から施行する。
6. 本別則は、平成30年4月1日から施行する。なお、平成30年度選出の自治会長は、既に2任期を終了しているものとする。
7. 本別則は、平成31年4月1日から施行する。
8. 本別則は、令和2年4月1日から施行する。
9. 本別則は、令和3年4月1日から施行する。
10. 本別則は、令和4年4月1日から施行する。
11. 本別則は、令和5年4月1日から施行する。
12. 本別則は、令和6年4月1日から施行する。

## 改訂履歴

1. 平成22年3月13日、別則(第4章会計)第12条、第15条(4)(5)を改定する。(改定前別則は21年度を参照)
2. 平成25年3月16日 補佐役員、委員会、及び防火管理者にかかる条文を新設、その他第3条(3)、第10条、第14条(1)～(3)、第15条(2)、第15条(4)、第15条(5)、第16条(1)、第20条の一部を改訂する。
3. 平成26年3月15日 第5条の5、第7条の2、第16条の4に太陽光発電にかかる条文を追加、第7条の4、第15条(4)、第15条(5)のa),b)、第16条の2b),c),d)、第20条6),13)～16)を削除、第7条の4、第14条(2)2)、第16条、第16条の2、第20条の一部を改訂する。
4. 平成28年4月1日  
第4条 構成戸数の少ない班と多い班の緩い連携を可とし、役員選出の便を図る。  
第14,15条 削除(会計別則へ移動)  
第16条 「共済規定」を「共済のしくみ」とするとともに支弁費を変更。  
第16条の4 売電収入の管理者を、自治会副会長に変更  
その他 字句の修正、用語の統一
5. 平成29年4月1日  
第2条、第4条、第5条の2 「会長選出」に関連する変更  
第12条、第14条、第15条 「共済・扶助」に関連する変更  
第20条 「自主防災会」、「太陽光発電」に関連する変更  
第6条、第7条の4、第10条、第11条、第13条、第16条、第17条、第18条、第19条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条 字句変更等その他の変更
6. 平成30年4月1日 第10条の一部を変更。
7. 平成31年4月1日 第19条、第24条の一部を変更
8. 令和2年4月1日 第14条、第15条の一部を変更
9. 令和3年4月1日 第5条の4、第24条の一部を変更
10. 令和4年4月1日 第26条を追加
11. 令和5年4月1日 第13条の一部を変更。
12. 令和6年4月1日 第13条、第18条の一部を変更。
13. 令和8年4月1日 第13条、第19条の誤記訂正、第11条、第12条、第15条の一部を変更。

# 緑ヶ丘区自治会規約に関する会計別則



## 緑ヶ丘区自治会会計別則

本別則は、自治会活動に伴い発生する自治会費等の出納について規定する。

### 第1章 総 則

(内訳)

#### 第1条

- (1) 収入：収入とは下記のものをいう。
  - 1) 会 費：会費とは、自治会費(4月1日時点の自治会員に1,000円/世帯・年)及び集会所維持管理費(1,000円/世帯・年)をいう。複数世帯同居の一部が別敷地に移転し、別世帯を形成した場合は、自治会新加入と同一取り扱いとする。尚、集会所維持管理費は東海村自治会集会施設建設事業費補助金交付要領を前提として、年度初めに積立金(プール金)が500万円を下回るまでは集金を停止する。
  - 2) 交 付 金：自治体から自治会に支給される交付金をいう。
  - 3) 寄 付 金：個人あるいは法人から自治会に対して寄せられる寄付金をいう。
  - 4) 売電収入：太陽光発電システムにより得られる電力を売却することにより得られる収入をいう。
- (2) 支出：支出とは下記のものをいう。
  - 1) 活動費：緑ヶ丘区自治会規約別則(以下「規約別則」という。)第10条に定める費目
  - 2) 助成金：規約別則第11条に定める費目
  - 3) 共済金：規約別則第12条に定める費目
  - 4) 税 金：太陽光発電システムにより得られた収入にかかる国税(所得税他)、県税(県民税)、村税(固定資産税、村民税他)
  - 5) (削除)
  - 6) その他：緑ヶ丘区自治会の運営・活動に関ることが明白なもの

### 第2章 経費の取扱い

(収入の取扱い)

第2条 第1条に定める収入の取扱いは下記のとおりとする。

- 1) 会費：班長は、所掌する班の会員から納付された会費を取り纏め、会計係に速やかに納付する。
- 2) 交付金、寄付金：会計係が取り扱う。
- 3) 売電収入：売電収入のみを取り扱う専用口座への自動振り込みとし、太陽光発電システム管理担当者(以下「太陽光管理者」という。)が取り扱う。

(出金の取扱い)

第3条 第1条(2)の1)~3)に係る出金は、下記の手続きに基づいて行う。

- 1) 各係は、出金が必要な場合、出金申込書(様式4)に所要事項を記入し、会計係に提出しなければならない。
  - 2) 会計係は、出金申込書に基づき現金を支給する。この場合、各係は受領書(様式4)に所要事項を記入し、現金引換えの証とする。
  - 3) 各係は、出金受領後、可及的速やかに精算書(様式4)に所要事項を記入し、自筆サインの上、会計係に精算するものとする。
  - 4) 精算は、精算書に必ず領収書を添付の上で行うものとする。領収書の宛名は「緑ヶ丘区自治会」とする。領収書の受領が不可能と認められるものは、領収書に代わる文書などに責任者の自筆サインをもって代えることができる。
  - 5) 緊急又はこれに類する事由により各役員がその費用を立て替えた場合は、前項4)により現金の支出をおこなうものとする。
  - 6) 出金申込書、受領書、精算書の様式は会計で定めた様式とする。
- 2 (削除)
- 3 自主防災会の運営管理に係る出金は、副自治会長が行う。
- 4 下記に係る出金は、自治会長の指導の下で太陽光担当者が行う。
- 1) 税金の計算、申告および納付
  - 2) (削除)
  - 3) 売電収入による防災設備等の購入

(行事決定報告)

第4条 自治会主催の行事を実施する場合は、当該係はその行事に関する計画書、予算書を作成し、役員会で審議するとともに、行事実施後速やかに、収支決算書をまとめ役員会に報告し、決済を得なければならない。

(審議)

第5条 (削除)

(銀行振込み、振替取り扱い)

第6条 銀行振込み、振替取り扱い等は、原則として会計係の所掌とする。

- (1) 銀行振込み要求は、当該担当係にて内容の適正を確認し、担当係纏め者の纏め者の承認の自筆サイン後、会計係へ銀行振込みの依頼をすること。
- (2) 銀行への振込み手続きは、会計係が行う。
- (3) 契約書の取り交わし、又は公共料金など継続的な取引で銀行預金口座振替制度の導入が必要な場合、銀行への手続きは会計が行う。

第6条の2 (削除)

(領収書の発行)

第7条 緑ヶ丘区自治会名義の領収書を求められた場合、様式5に基づいて発行しなければならない。

(決算報告書、事業計画書)

第8条 各係の纏め者、副自治会長および太陽光管理者は、それぞれ所掌する範囲の会計について決算報告書を作成し、幹事による会計監査を受けて、会計係へ提出する。

2 総務係は次年度の事業計画書を作成し、会計係は次年度事業計画書および各決算報告書に基づいて次年度予算案を作成する。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、自治会長は総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

### 第3章 共済金

第9条 規約別則第12条に定める共済金の費目を下表の第一欄及び第二欄に、支弁金額を第三欄に示す。

第一欄	第二欄	第三欄
慶事祝い金	(1) 会員の小・中学校入学	5,000円/人
	(2) 会員成人到達	5,000円/人
	(3) 会員の米寿・白寿到達	5,000円/人
	(4) 会員夫妻の金婚到達	5,000円/組
	(5) 会員の国、地方自治体、あるいは官公署からの表彰	5,000円/人
	(6) 会員の婚姻	5,000円/人
	(7) 会員の出産	5,000円/人
弔事見舞金	(8) 会員(世帯主又は世帯主の配偶者)の死亡	10,000円/人
	(9) 世帯主又は世帯主の配偶者の同居者の死亡	5,000円/人

2 慶事祝い金の共済金支弁は、当該者が年度始め4月末日に会員であること。

3 慶事祝い金の共済金支弁は、申請漏れが生じた場合は、役員会の了承の元で1年度まで遡って対象とする。

## 第4章 活動費

第10条 規約別則第10条に定める活動費、講習会受講料等の費目を下表の第一欄に、支弁金額を第二欄に、備考を第三欄に示す。

第一欄	第二欄	第三欄
活 動 費	(1) 自治会長 320,000円 (2) 副自治会長 70,000円 (3) 集会所管理者 20,000円 (4) 纏め役 5,000円 (5) 防火管理者 20,000円 (6) 補佐役員 15,000円 (7) 班長 15,000円	源泉徴収額9,801円を含む。 源泉徴収額2,144円を含む。 総務、文体、渉外、厚生、会計、地区幹事の纏め役。 他の役職との兼務者は、集会所管理者活動費の3分の2(13,400円。100円未満は切り上げ)とする。 自治会長、副会長、集会所管理者とは別支給とする。
その他	(8) 講習会等の受講料 実 費 (9) 受講のための交通費 実 費	防火管理者講習会 高速道路料金、鉄道、バス等の公共交通機関

- 2 マイカー使用におけるガソリン代等は活動費に含まれるものとする。
- 3 第一欄以外の費目支弁については、別途役員会で協議する。

(支給対象)

第11条 規約別則第24条に定める各種団体のうち1)～8)の団体若しくは第12条の基準を満たす団体(以下「同好会等」)のうち、助成金の支給を希望する団体に、下表に定める助成金を支給する。

緑ヶ丘区自治会員10名以上50名未満	30,000円
緑ヶ丘区自治会員50名以上	50,000円

## 第5章 助成金

(同好会等の条件)

第12条 助成金支給の対象となる同好会等は下記条件を満たしていること。

- a) 同好会等の構成員が緑ヶ丘区自治会員10名以上を含む団体であること。
- b) 会員名簿および活動方針並びに会則を有すること。
- c) 活動実績が3年以上あり、年4回以上の活動を行っていること。

(書類の提出)

第13条 同好会等は、同好会等活動届けと併せて会則および会員名簿を4月末日までに総務担当役員に提出する。

(活動停止届け)

第14条 活動を停止した同好会等は、4月末日までに団体名および代表者名を記載した活動停止届け(書式は任意)を総務担当役員に提出する。

(審議)

第15条 総務担当役員は第13条あるいは第14条に定める書類を取り纏め、6月の定例役員会において助成金支給の妥当性を審議する。

(支給)

第16条 会計担当役員は、連絡協議会の開催に併せて第11条に基づく助成金を同好会等に支給する。

(会計報告)

第17条 助成金を受けた同好会等は、年度当初の連絡協議会において前年度の会計決算報告書(写し)を総務担当者に提出するとともに前年度の活動実績概要の報告を行う。

第18条 本別則の改訂は、総会での採決を必要とする。

## 付則

1. 本会計別則は、平成28年4月1日から施行するとともに「緑ヶ丘区自治会会計細則」を廃止する。
2. 本会計別則は、平成29年4月1日から施行する。
3. 本会計別則は、平成30年4月1日から施行する。
4. 本会計別則は、平成31年4月1日から施行する。
5. 本会計別則は、令和2年4月1日から施行する。
6. 本会計別則は、令和3年4月1日から施行する。
7. 本会計別則は、令和4年4月1日から施行する。
8. 本会計別則は、令和5年4月1日から施行する。
9. 本会計別則は、令和6年4月1日から施行する。
10. 本会計別則は、令和8年4月1日から施行する。

## 改訂履歴

1. 平成30年4月1日 第1条に定める自治会費を300円から200円に変更。第10条に支弁項目と支弁額を追加。
2. 平成31年4月1日 第1条、第9条、第10条の一部を変更
3. 令和2年4月1日 第1条、第2条、第3条、第8条、第9条の一部を変更し、第6条の2を削除。
4. 令和3年4月1日 第9条の一部を追加。
5. 令和4年4月1日 第1条、第3条、第6条、第8条、第9条、第13条の一部を変更。
6. 令和5年4月1日 第1条、第3条、第15条～第17条の一部を変更。
7. 令和6年4月1日 第1条の一部を変更。
8. 令和8年4月1日 第9条の災害時見舞金を削除。